

例規(通)第45号
平成26年12月4日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(例規通達)

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領を別添のとおり定め、平成27年1月1日から実施することとしたが、その趣旨は下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

これまで一般通達で定めていた、交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置について、内容を見直し、例規通達として新たに定めるもの。

2 主な内容

- (1) 発送停止の対象文書を新たに定めた。
- (2) 各所属において発送停止に該当する者を取り扱った場合の措置を新たに定めた。

(担当) 企画・管理係

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

第1 趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証の更新連絡書その他運転免許に関する文書を送付することは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく、警察に対する不信感を生じさせることとなることから、このような場合の発送停止措置について必要な事項を定めるものとする。

第2 発送停止措置対象者等

1 発送停止措置対象者

- (1) 警察において死体を取り扱った次の者のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所（居所）地の如何を問わない。次号及び第3号において同じ。）
 - ア 交通事故により死亡した者
 - イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者
 - ウ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
 - エ その他アからウ以外で死亡した者
- (2) 前号に掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために、死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。
- (3) 警察において死亡確認及び身元確認は行っていないが、運転免許を受けていた事実及び死亡した事実に関する情報の提供をその者の遺族から受け、死亡したことに疑いがないと認めるもの。

2 発送停止対象文書

- (1) 更新連絡書
- (2) 高齢者講習通知書兼講習予備検査（認知機能検査）通知書
- (3) 初心運転者講習通知書
- (4) 再試験通知書
- (5) 違反者講習通知書
- (6) 累積点数通知書
- (7) 上記に掲げるもののほか、行政処分関係書面、講習業務関係書面等で、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定によるもの

第3 通報連絡体制の確立

1 通報責任者の指定

- (1) 本措置の円滑な運用等を図るため、警察署の地域交通課、交通第一課又は交通課に通報責任者を置き、当該課長をもって充てる。
- (2) 通報責任者は、発送停止措置対象者（以下「対象者」という。）について、交通

部運転免許課（以下「運転免許課」という。）への通報に係る事務を行うものとする。

(3) 通報責任者は、補助者を指名し、前号の事務を補佐させることができる。

2 通報受理責任者の指定

(1) 運転免許課に通報受理責任者を置き、企画・管理担当課長補佐をもって充てる。

(2) 通報受理責任者は、通報責任者からの通報に基づき、警察情報管理システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）に関し、対象者に係る免許データについて必要な措置を行うものとする。

(3) 通報受理責任者は、補助者を指名し、前号の事務を補佐させることができる。

第4 発送停止措置

1 第2第1項第1号又は第2号の場合

(1) 警察本部の所属（以下「本部担当課等」という。）は、業務で取り扱った対象者が運転免許を有する場合は、別記様式に必要事項を記載し、直接運転免許課に通報するものとする。

(2) 警察署においては、次の要領で運転免許課に通報するものとする。

ア 対象者を取り扱った警察署の課（課制でない場合は係。以下「署担当課等」という。）は、当該警察署の通報責任者に必要事項を連絡するものとする。

イ 通報責任者は、通報を受けた対象者の運転免許照会を行い、運転免許を有する者であった場合は、別記様式に必要事項を記載し、運転免許課に通報するものとする。

2 第2第1項第3号の場合

(1) 次の書類の提示を受け、運転免許証の返納を受理すること。

ア 対象者の運転免許証

イ 死亡した事実がわかる書類（死亡診断書、住民票（戸籍）の除票の写し、会葬御礼はがき又は新聞記事お悔やみ欄の写し等、氏名、生年月日（年齢）、住所（居所）地及び死亡事実が記載されているもの）

ウ 遺族（届出者）の身分証明書（運転免許証、保険証等）

(2) 死亡した事実がわかる書類及び遺族（届出者）の身分証明書は、その写しを取り、返還すること。

(3) 対象者の運転免許証は、遺族の希望があれば、当該運転免許証の備考欄に、「(年号)〇年〇月〇日 死亡による返納 山形公委」と記載押印の上穿孔して無効の措置をとり、その写しを取った上で返還できるものとする。

(4) 本部担当課等及び署担当課等は、対象者の運転免許証の写し、死亡した事実がわかる書類の写し及び遺族（届出者）の身分証明書の写しを添え、第1項に規定する要領で運転免許課に通報するものとする。

(5) 遺族からの電話での情報提供による受理は、運転者管理システムにより運転免許照会を行うことが可能な運転免許課においてのみ実施し、次の要領で行うものとする。

ア 対象者の人定事項を聞き取った上で運転者管理システムにより運転免許照会を行い、内容に相違がないか確認すること。

イ 受理した運転免許課の職員は、別記様式に必要事項を記載し、通報受理責任者に通報するものとする。

3 通報を受けた場合の措置

(1) 通報受理責任者は、第1項第1号による通報を受理した場合は、速やかに運転者管理システムにより運転免許照会を行い、対象者が運転免許を有する者か否かを確認するものとする。

(2) 通報受理責任者は、受理した通報が対象者である場合は、運転者管理システムの当該対象者に係る運転免許データに対し、違反外処分登録による死亡取消の登録を行うことにより、更新連絡書等の発送停止措置を講じるものとする。

(3) 交通部運転免許課長は、前号による発送停止措置を講じる場合は、後日、警察業務上、当該対象者の運転免許データが必要となる場合に備え、当該対象者の運転免許に係る情報を簿冊により管理し、6年間保存しなければならない。

(4) 通報受理責任者は、対象者の住所（居所）地が、他の都道府県にある場合は、速やかに当該都道府県の運転免許担当課に通報するものとする。

第5 留意事項

全ての職員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 運転免許を有する者が死亡した事実を警察において認知したにもかかわらず、更新連絡書その他運転免許に関する文書が送付されることがないように、速やかに、かつ、確実に通報及び発送停止措置を行うこと。

(2) 対象者に係る通報及び運転者管理システムに対する登録に際しては、他の運転免許保有者と取り違えることのないよう、細心の注意を払うこと。

(3) 遺族の感情及び意向に添った配慮をすること。

別記様式

第 年 月 号

交通部運転免許課長 殿

(所 属 長)

運転免許保持者の死亡について (通報)
みだしの件について、下記のとおり通報します。
記

死亡原因	交通事故・交通事故以外の過失事件・殺人、傷害致死等事件・左記以外・その他()		
住所(居所)			
フリガナ		性別	男・女
氏名			
生年月日	年	月	日生 (歳)
運転免許	免許番号		
	交付公安委員会	都・道・府・県 公安委員会	
	交付年月日	年	月 日
	交付照会番号		
	有効年月日	年	月 日
届出状況等	死亡年月日	年	月 日
	届出者氏名		
	届出者の続柄		
	届出者連絡先		
措 置			

- 備考 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
 2 死亡原因については、該当する箇所を○で囲むこと。
 3 死亡原因欄のその他()には、届出者から受けた内容を記載すること。
 4 措置欄には、通報責任者、通報受理責任者等が措置した内容を記載すること。